

第 25 号議案

東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、施設の使用者の区分を改めるため提出します。

## 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

東京都台東区体育施設条例（昭和50年3月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4（1）の部中「中学生以下」を「高校生等相当年齢以下の者」に改め、同部備考に次のように加える。

4 高校生等相当年齢以下の者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。

別表第4（2）の部中「中学生以下」を「高校生等相当年齢以下の者」に改める。

別表第4（5）の部中「中学生以下」を「高校生等相当年齢以下の者」に改める。

別表第4（7）の部中「中学生以下」を「高校生等相当年齢以下の者」に改める。

別表第4（10）の部中「中学生以下」を「高校生等相当年齢以下の者」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の東京都台東区体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料又は利用料金の納付その他使用又は利用のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後の東京都台東区体育施設（以下「施設」という。）の使用又は利用について適用し、施行日前の施設の使用又は利用については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに東京都台東区立社会教育センター清島温水プール（以下「清島温水プール」という。）の回数券（一般的利用料金のものに限る。以下同じ。）を購入した高校生等相当年齢の者（施行日において15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって台東区教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）に申し出て、当該回数券を返却することにより、未利用である回数券の枚数に貸し切りでない場合における2時間以内の一般的利用料金として指定管理者が定める額（以下「単位利用料金」という。）を乗じて得た額から単位利用料金を減じた額の還付を受けることができる。
- 5 高校生等相当年齢の者は、指定管理者に申し出ることにより、施行日の前日までに購入した施行日の属する月を通用期間に含む清島温水プールの定期券（一般的利用料金のものに限る。以下「保有定期券」という。）を保有定期券と通用期間の終期を同じくする定期券（高校生等相当年齢以下の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の利用料金のものに限る。）に交換することができる。
- 6 指定管理者は、前項の規定に基づき保有定期券を交換すると

きは、保有定期券の額と保有定期券の通用期間の月数と同じ通用期間の月数である高校生等相当年齢以下の者の利用料金の定期券の額との差額に相当する額を保有定期券の通用期間の月数で除して得た額に施行日の属する月以降の保有定期券の通用期間の月数を乗じて得た額を還付しなければならない。